

福岡県環境審議会傍聴要領

1 傍聴(公開)の対象

会議は、公開を原則としておりますが、審議会の判断により会議を非公開とすることがあります。

また、開会中に非公開とする必要が生じたときは、会長が傍聴者の退場を命ずることがあります。

2 傍聴手続

- (1) 審議会の傍聴を希望する方は、会議の開始30分前から開始予定時刻までに、受付で傍聴希望の旨を告げ、係員の指示に従い会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了します。

3 傍聴者の遵守事項

- (1) 審議会開会中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会長の許可なく、会議の様態を撮影し、又は録音しないこと。
- (3) 会場において、飲食、喫煙等をしないこと。また、携帯電話等を使用しないこと。
- (4) その他会議の支障となる行為をしないこと。

4 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たって、会長及び係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、上記3の規定に違反したときは、退場していただくことがあります。